

平成20年度「千畑温泉保養所利用券」および「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します

平成20年度分の「千畑温泉保養所利用券」および「はり・きゅう・マッサージ施術券」を次の日程で交付します。この交付日にどうしてもご都合のつかない方や交付日前にほしい方は、千畑庁舎福祉保健課または役場各庁舎の総合サービス課で申請してください。なお、総合サービス課で申請された場合は後日、ご自宅へ券を郵送します。

交付日程

会場	交付日	受付時間	申請に必要なもの
千畑保健センター	4月7日(月)	午前9時30分～午後3時	受給者と申請者の 印かん を必ずお持ちください。 (印かんをお忘れの場合は、後日の交付となります)
	4月8日(火)		
	4月9日(水)	午前9時30分～正午	
仙南保健センター	4月10日(木)	午前9時30分～午後3時	
	4月11日(金)	午前9時30分～正午	
六郷保健センター	4月14日(月)	午前9時30分～午後3時	
	4月15日(火)	午前9時30分～正午	

交付内容

名称	内容	対象者
千畑温泉保養所利用券	平日無料利用券を交付(24回分) ※土日祝日は使用できません	町内に住所を有する 満65歳以上の方
はり・きゅう・マッサージ施術券	1回あたり1,000円の助成(12回分)	

※昭和18年生まれの方は誕生日の月の初日にならないと申請できませんのでご注意ください

例)昭和18年8月16日生まれの方→8月1日から申請・利用可能

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2167)

ニュースポーツ教室に参加してみませんか

ストレッチ運動と筋力トレーニングで元気に動ける身体を維持しましょう。

特に高齢の方の体力低下の予防に効果がある運動と、ユニカールなどレクリエーションを取り入れたメニューで楽しく運動ができますので、ぜひご参加ください。

期 日 ● 4月12日(土)

会 場 ● 総合体育館リリオス

時 間 ● 午前9時から(2時間程度)

その他 ● 参加費は無料です。動きやすい服装で、運動靴をご持参ください。



問い合わせ 町教育委員会 社会教育課 スポーツ振興班 ☎0187(84)4915(内線1426)

赤ちゃんといっしょにご来館ください

公民館に「ベビーシート」を設置しました

これらの施設では、読み聞かせ会をはじめとする赤ちゃんといっしょに参加できるさまざまな催し物が行われているほか、図書室では赤ちゃんが楽しめる絵本などを貸し出ししています。

ご来館された際のおむつ換えやお着替えなどにご利用いただけますので、ぜひご利用ください。

新たに設置した施設

- 千畑交流センター
- 六郷公民館
- 仙南公民館



問い合わせ 町教育委員会 社会教育課 ☎0187(84)4915(内線1432)

老人保健対象者の方(75歳以上、寝たきり等一定の障がいがある方は65歳以上の方)へ
平成20年3月下旬に後期高齢者医療被保険者証(保険証)が送付されます

現在、老人医療受給対象者の方(75歳以上、寝たきり等一定の障がいがある方は65歳以上)は、今加入している医療保険(国保、社会保険、共済組合等)から3月31日をもって脱退し、4月から『後期高齢者医療制度』で医療を受けることになります。

なお、加入に関する手続き(申請書の提出等)は必要ありません。

①被保険者証(保険証)が変わります

平成20年3月31日までは

国保や社会保険、共済組合等に加入しながら『老人保健医療制度』で医療を受けます。

医療機関窓口で
掲示するもの

- ・加入している医療保険の保険証
- ・老人保健医療受給者証など



②保険料の徴収が始まります

●3月31日現在で国民健康保険・国保組合に加入されている方

年額18万以上の年金を受けとっている方は、平成20年4月15日の年金支給日から、介護保険料と同様に年金から天引きされることになります(特別徴収)。

それ以外の方は、納付書や口座振替等により市町村に納めることになります(普通徴収)。

※介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、普通徴収となります。

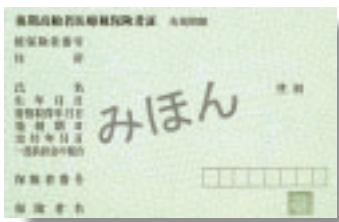
後期高齢者医療制度スタート

平成20年4月1日からは

75歳以上(一定の障がいがある方は65歳以上)の方のみの医療制度『後期高齢者医療制度』で医療を受けます。

医療機関窓口で
掲示するもの

- ・新たに発行される後期高齢者医療の保険証など



特別徴収の対象者の方には、平成20年4月上旬に仮徴収額決定通知書と特別徴収開始通知書が送付されます。

徴収方法	仮徴収			本徴収		
	平成20年 支給月	平成20年 6月	平成20年 8月	平成20年 10月	平成20年 12月	平成21年 2月
年金	4月	6月	8月	10月	12月	2月

注意 3月31日現在で国民健康保険・国保組合に加入されている方でも平成19年8月1日から平成20年4月1日の間に老人保健対象者となった方は、仮徴収対象外となります。

普通徴収の対象者の方には、平成20年7月上旬に保険料額決定通知書と納入通知書(納付書等)が送付されます。納期は全部で8期あります。

年月	平成20年						平成21年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

○新しい保険証は、3月下旬に「配達記録郵便」にてお手元に届きます。

4月1日からは新しい保険証を医療機関窓口にて持参して受診してください。

○現在持っている老人保健医療受給者証については、各自で破棄してください。

○現在持っている健康保険証については、各保険者の指示にしたがって処理してください。

現在65歳～74歳の老人保健医療受給対象者の方
(障がい認定を受けている方)へ

後期高齢者医療制度に加入し、被保険者となりますが、あらかじめ市町村に対し、障がい認定の申請を撤回する(後期高齢者医療制度に加入しない)申し出を行った場合には、引き続き国保や社会保険等で医療を受けることができます。

また、一度、後期高齢者医療制度の被保険者になっても、申請により取消しを申し出ることもできます。

●3月31日現在で社会保険等の加入者本人である方

平成20年7月に、保険料額決定通知書と納入通知書(納付書等)が送付されます。

特別徴収の対象となる方は、1期から3期まで(7月から9月まで)納付書や口座振替等により市町村へ納め、10月からは年金より天引きとなります。

●3月31日現在で社会保険等の扶養者である方

平成20年10月に、保険料額決定通知書と納入通知書(納付書等)が送付されます。

1期から3期まで(7月から9月まで)は保険料の徴収がありません。10月から、特別徴収の方は年金より天引きとなり、普通徴収の方は、納付書や口座振替等によって納めることになります。



秋田県後期高齢者医療広域連合 ☎018(838)0610
役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907(内線2174、2175)